

一般社団法人日本ゴールボール協会
強化指定選手選考規程

2017年 4月 1日施行

2020年 8月 2日改定

～ 目的 ～

一般社団法人日本ゴールボール協会は、日本代表チームを編成し、I F（国際競技団体）等が主催する国際大会へ選手役員を派遣する。そして、パラリンピック大会金メダル獲得を最大の目標と定め、各種国際大会において成績・成果を示すことによって、国と国民に対する感謝の意を表し、広くその期待に応え励みとなるよう取り組む。

この目的に沿って、国際舞台で闘う志ある優秀・有望な選手を強化指定選手、強化育成選手、ユース強化選手（以下「強化指定選手」という）とし、強化計画に基づき、経済的な支援を行い、強化指導を施し、選手個々の競技活動を支援することによって日本代表チームの強化を図る。

※強化指定選手は、以下の規程に従い厳正に選考する。

～ 選考手順 ～

- ① 国内各大会、地域練習会、発掘事業、トライアウト等において、世界に通じる競技力を有し、優秀な成績を収めるか、もしくは将来性が見込まれる素質・資質を示した選手に対し、強化委員会より強化指定選手選考合宿に招へいする。
- ② 自己の意志によって、“日本代表”としての責任を背負い、世界と戦う覚悟があると約束できる選手は、強化指定選手「誓約書」にサインし、選考合宿へエントリーする。
- ③ 選手は選考合宿において、監督が描くビジョンを元に、各強化スタッフが技能及び能力を判断し、評価を受ける。選考委員会は、強化委員会によって編成され、強化指定選手Aランク、強化指定選手Bランク、強化指定選手Cランク（強化育成選手、ユース強化選手）として推薦し、理事会の承認を得るものとする。
- ④ 年度末（1月から3月期間）に次年度の強化指定選手を選考し認定する。ただし、発掘選手など、年度途中に追加選考された選手は、同じく選考委員会の推薦に基づき理事会が承認する。
- ⑤ 強化指定選手としての意志・競技力に著しい低下が認められる者、誓約書に反する

行為が認められる者は、強化委員会の判断と理事会の承認によって、年度途中の強化指定選手解除・ランク変更を行うことができる。

- ⑥ 国際主要大会（パラリンピック・世界選手権・地域大陸予選）には、強化指定選手Aランク、Bランクから選考し、理事会の承認を得て派遣する。ただし、主要大会に含まれるユース大会には、強化指定Cランクから選手選考し、理事会の承認を得て派遣する。